

人権擁護委員の委嘱について

岡上島町各総合支所住民課

7月1日付けで法務大臣から次の方が人権擁護委員を委嘱されました。人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき委嘱された、あなたの街の相談パートナーです。

暮らしの中での悩みや心配事、困りごとのある方は、是非、お近くの人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、相談内容の秘密は固く守られます。相談ご希望の方はお近くの法務局または当町へお問い合わせください。

7月1日付委嘱人

権擁護委員名簿

山本功太郎（再任）



高齢者・障害者の人権相談

岡上島町各総合支所住民課

0089-932-0888

相談内容…高齢者・障害のある人への差別的取扱い、相続や扶養問題等、高齢者・障害のある人の人権問題に関するあらゆる相談（予約不要・無料・秘密厳守）

日時…9月7日（月）～13日（日）
8時半～19時まで（土曜日・日曜

日は10時～17時まで）
電話番号…全国統一番号

0570-003-110ナビ

ダイヤル（携帯電話からも可能。ただし、一部IP電話からは接続できません）

相談担当者…人権擁護委員および法務局職員

特別徴収（年金天引き）について

岡上島町各総合支所住民課

年金から保険税を天引きする「特別徴収」を行っています。

◎対象条件

①国民健康保険加入者の年齢が65歳から74歳までで構成されている世帯の世帯主

※擬制世帯主（他の健康保険、後期高齢者医療に加入している世帯主）は除きます。

②特別徴収の対象となる年金（老齢・退職年金・障害年金・遺族年金）を年間18万円以上受給している人

③国民健康保険税と介護保険料（65歳以上）との合算額が特別徴収対象金額の2分の1を超えない人

右記①～③すべてに該当すれば特別徴収になります。

・仮徴収額（4月・6月の1回あたりの徴収額）については、前年度2月に徴収した金額又は、前年度保険税相当額（12ヶ月分）を6で割った金額になります。

・8月以降の徴収額については、6月中旬に決定した年間保険税から仮徴収により納付した金額を引き、残りの徴収回数で割った金額になります。

※ただし、特別徴収対象の人、又はこれから特別徴収対象になる人は、手続きにより年金天引きから口座振替に納付方法を変更できます。納付書での支払いへは変更できません。口座振替への変更希望の場合は「納付方法変更申出書」の提出が必要になります。なお、申し出後年金天引きの停止には2ヶ月程度の時間要しますので、ご了承ください。

◎保険税の天引きは、偶数月の年6回です。（4月、6月、8月、10月、12月、2月）

○年度途中で特別徴収の対象となる場合

老齢・退職年金・障害年金・遺族年金等を受給している人で、年度途中で65歳になった人や上島町に転入した人、新規に年金を受給した人は、年金保険者から情報に基づき順次、年金天引きになります。

す。（それまでの期間は納付書又は口座振替で収めることとなります）

○「年金天引き」と「納付書又は口座振替」の両方で納付する場合
前年の所得や加入人数が増えたことにより保険税が増額になった場合は、年金天引き分保険税に加え増額分の保険税を納付書又は口座振替で収めることになります。

○年金天引きを停止する場合

年金天引きにより納付している人であっても、年度の途中で左記の事由が発生した場合、納付書又は口座振替で収めることとなります。

①年金の受給権を担保に借り入れをしたとき

②資格喪失、保険税更生等により保険税が減額になったとき

③年金の支払調整等により支払額が少なくなったとき

④申し出の手続きにより、口座振替で納付するとき

※右記事由の発生により年金天引きの停止処理をした時点において、年金天引きの停止が間に合わず、払い過ぎになった保険税は後日お返しします。また、停止後に支払不足分がある場合は、納付書又は口座振替で収めることとなります。

国勢調査
2015



国勢調査は、日本国内に住む
すべての人と世帯を対象とした
調査です。

スマート 国勢調査!

みなさまの、
ご理解・ご協力を
よろしくお願いします!



国勢調査コールセンター

0570-07-2015
市内通話料でOK! IP電話の場合:03-4330-2015
ナビダイヤル®

設置期間:

平成27年8月24日から10月31日まで

受付時間:

午前8時～午後9時

(土・日・祝日もご利用になれます)

※おかけ間違いのないようにご注意ください。

※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話・PHSの場合、それぞれ所定の通話料金となります。

※IP電話用電話番号の通話料金は、所定の通話料金となります。

国勢調査2015キャンペーンサイトにて
スペシャルムービー公開中!!

くわしくは 国勢調査2015

検索

<http://kokusei2015.stat.go.jp/>



国勢調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください。
調査員は、「国勢調査員証」を身に付けています。不審に思われた場合には、市区町村の国勢調査担当までお問い合わせください。



総務省統計局・都道府県・市区町村
からのお知らせです

【申請方法】

平成27年9月1日～平成28年2月29日

【支給額】

支給対象者1人につき6千円

【受付期間】

以下のとおりとなります。

支給額や申請方法、受付期間は

以下のとおりとなります。

●生活保護を受けていない

●租税条約に基づく免除を受けていない

●平成27年度分の住民税を課税している人の被扶養者でない

●住民票が上島町にある

●平成27年度分の住民税が非課税

●平成27年度分の住民税を課税している人の被扶養者でない

●生活保護を受けていない

●租税条約に基づく免除を受けていない

●平成27年度分の住民税を課税している人の被扶養者でない

●住民票が上島町にある

●平成27年度分の住民税が非課税

●平成27年度分の住民税を課税している人の被扶養者でない

臨時福祉給付金の申請



①臨時福祉給付金申請書を対象の方に8月下旬に住民課からお送りします。

②申請書に必要な事項を記載し、本人確認ができる書類、受取先の口座が確認できる通帳またはキャッシュカードをお持ちになって、各支所窓口まで提出または郵送してください。

※学生の方など他市区町村に居住している方に扶養されている場合は、扶養者の非課税証明書が必要です。

③申請書を国の規定により審査させていただき、支給・不支給決定通知書をお送りします。

④支給決定となった方には申請書に記入していただいた口座に臨時福祉給付金が振り込まれます。

詳しくは上島町役場各総合支所住民課までお問い合わせください。

訪問購入に気をつけよう

突然自宅に「古着や不要なものはないか」などの電話連絡があり、ちやうど処分しようと思っていたものがあつたので訪問を承諾したところ、後日訪問してきた業者に貴金属等を強引に買い取られる、「訪問購入」に関する相談が寄せられています。これらの業者は「不要なものを買い取る」というのは口実で、貴金属等を安い金額で買い取ることを目的としています。悪質な業者の中にはことわりもなく自宅に上がりこんで、貴金属をしまつてある場所までやつてきて、あれこれ指図する場合もありますので、注意が必要です。

【アドバイス】

○買い取ってほしいものがあつても、知らない業者に安易に買取を依頼することはやめましょう。

○業者が突然訪問してきて「見せてもらうだけ」「査定をするだけ」などと言われても、買取を希望しない場合は、ないと言って毅然と断りましょう。

○万が一契約してしまった場合は、契約書面や業者の名前、電話番号は必ず控えておきましょう(クーリング・オフや解約する際に必要です)。

○不安なことがあつたりトラブルに巻き込まれた場合は一人で悩まず、最寄の消費生活相談窓口に相談しましょう。愛媛県内すべての市町には「消費生活相談窓口」が設置されています。

児童扶養手当・特別
児童扶養手当制度

国各総合支所住民課児童手当
担当

◎児童扶養手当制度

児童扶養手当とは、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

【支給要件】

- ◆ 父母が婚姻を解消した児童
- ◆ 父又は母が死亡した児童
- ◆ 父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ◆ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ◆ 父又は母が1年以上遺棄している児童
- ◆ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ◆ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ◆ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ◆ 父母ともに不明である児童

【所得制限】

請求者、同居している扶養義務者等の前年の所得が、一定以上ある場合は、その年度の手当は支給停止になります。

◎特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当は、児童の健康やかな成長を願い、20歳未満で身体や精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父、もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される制度です。

【支給要件】

- ◆ 父又は母
- 日本国内に住所を有する
- 障害児を監護
- ◆ 養育者（父母以外）
- 障害児と同居、監護、生計維持
- 《障害児》
- ◆ 日本国内に住所を有する
- ◆ 障害を支給事由とする年金を受給していない（全部支給停止は可）
- ◆ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める障害の状態にある
- ◆ 児童福祉施設等に入所措置されていない

【所得制限】

請求者、同居している配偶者及

び扶養義務者（請求者が養育者のときは、生計を維持する扶養義務者）の前年の所得が一定額以上ある場合は、その年度の手当は支給停止となります。



◎現況届の提出をお忘れなく！

現在、児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受給されている方は、毎年8月に「現況届」「所得状況届」を提出することになっています。

これは、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認する大切な届出です。関係書類は8月初旬までに送付しますので、提出をお願いします。

顔の見える家づくり支援事業

国今治地区林材業振興会議事務局（愛媛県今治支局森林林業課内） ☎0898-2512193

今治地区林材業振興会議では、木材利用を通して、私たちの共有の財産である森林の整備を推進するため、今治地区内で生産された木材を使って住宅を建築する消

費者（新築住宅の所有者、施主）を支援いたします。

【対象となる住宅】 今治地区（今治市、上島町）内に建築する在来工法による住宅で、主要部材に地域材を50%以上使用し、延べ床面積80平方メートル以上の住宅
※地域材とは、今治地区内で生産され、越智今治森林組合木材市売場を取り扱われた木材です。

【対象者】 今治市及び上島町に居住する消費者

【補助金額】 1戸当たり10万円

【交付予定戸数】 5戸

【申請期間】 平成27年8月1日～平成27年9月30日

【申請先】 今治地区林材業振興会議事務局

県食品表示ウォッチャー募集

国県農産園芸課 ☎089-912-2565

お住まいの地域で、食品表示のモニター活動をしていただく「食品表示ウォッチャー」を募集します。

【応募資格】 ①県内在住で、平成27年11月1日現在満18歳以上の方
【募集期間】 8月31日（月）まで

平成27年度敬老会のご案内

高齢者の長寿をお祝いする「敬老会」を次のとおり各地区で開催します。数え75歳以上の皆さん、ぜひご来場のうえ、楽しいひと時をお過ごしください。

魚島地区

日時…9月15日(火)
11時～
場所…魚島開発総合センター

岩城地区

日時…9月19日(土)
11時～
場所…岩城開発総合センター

弓削地区

日時…9月26日(土)
10時30分～
場所…弓削体育館

生名地区

日時…9月26日(土)
11時15分～
場所…生名小屋内運動場

8月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(土)	大	11:23	361	-	-	5:43	99	17:47	14
2(日)	大	0:11	405	12:07	373	6:22	83	18:28	12
3(月)	大	0:49	407	12:51	378	7:01	72	19:10	20
4(火)	中	1:28	402	13:37	374	7:41	67	19:53	38
5(水)	中	2:09	388	14:26	363	8:24	68	20:39	64
6(木)	中	2:53	369	15:22	346	9:11	74	21:30	96
7(金)	小	3:41	346	16:27	328	10:04	84	22:30	129
8(土)	小	4:38	323	17:46	316	11:08	94	23:47	155
9(日)	小	5:48	305	19:13	317	-	-	12:25	97
10(月)	長	7:05	297	20:31	330	1:21	166	13:45	91
11(火)	若	8:18	302	21:33	348	2:46	159	14:54	76
12(水)	中	9:19	313	22:23	364	3:48	143	15:50	61
13(木)	中	10:10	325	23:04	374	4:37	127	16:37	49
14(金)	大	10:54	336	23:40	379	5:17	114	17:17	44
15(土)	大	11:32	343	-	-	5:52	105	17:53	46
16(日)	大	0:12	377	12:07	345	6:24	100	18:26	54
17(月)	大	0:41	371	12:40	343	6:53	98	18:56	67
18(火)	中	1:08	362	13:12	337	7:21	99	19:25	84
19(水)	中	1:33	350	13:44	328	7:48	101	19:53	103
20(木)	中	1:59	337	14:19	317	8:17	106	20:24	123
21(金)	小	2:28	323	15:01	304	8:49	111	20:59	145
22(土)	小	3:01	307	15:54	291	9:29	118	21:45	167
23(日)	小	3:44	291	17:08	282	10:21	126	22:52	187
24(月)	長	4:48	276	18:41	285	11:33	129	-	-
25(火)	若	6:18	271	20:01	303	0:34	195	13:01	122
26(水)	中	7:42	282	21:01	328	2:13	182	14:19	102
27(木)	中	8:48	304	21:49	354	3:16	157	15:18	76
28(金)	中	9:41	332	22:31	377	4:03	129	16:08	51
29(土)	大	10:29	358	23:10	395	4:44	102	16:52	31
30(日)	大	11:13	381	23:48	404	5:22	77	17:34	20
31(月)	大	11:55	396	-	-	6:00	58	18:15	18

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。
※この潮汐表は、(一財)日本水路協会から引用したものです。

お盆期間の生名フェリー

日頃から、生名フェリーをご利用いただき誠にありがとうございます。8月13日(木)～8月16日(日)までの期間、臨時ダイヤで運行いたしますので、ご利用につきましては、お間違いないようよろしくお願いします。(臨時ダイヤは広報8月号折込チラシのとおりです) お盆期間中は、因島側県道の待機車両が大変混み合いますので、他のルートを含め、計

8月は「道路ふれあい月間」

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の正しい利用や道路愛護活動の推進に努めています。道路は、生活の向上と経済の発展に欠くことのできない国民共有の、つまりあなたの財産です。みんなが道路と親しみ、ふれあい、常に広く、美しく、

スズメバチに要注意

弓削総合支所住民課



安全に、共に楽しく利用し、子孫に受け継いでいきましょう。平成27年度「道路ふれあい月間」推進標語：『いい出会い いい道からの 贈り物』

気温が高くなる8月～10月はスズメバチの活動が活発化し攻撃的になるため、非常に危険です。農作業や野外での活動の際に刺されないように注意しましょう。

スズメバチは、軒下や天井裏、

生垣、道路脇の木などに巣をつきます。何匹もハチが飛んでいる場合は、近くに巣がある可能性がありますので、静かにその場から遠ざかりましょう。

黒っぽい色やキラキラ光るもの(洋服・アクセサリー等)、刺激の強い匂い(香水・化粧品)はスズメバチを興奮させ、攻撃の標的と認識させるおそれがあります。

上島町では、巣の撤去を行う駆除業者の紹介や、駆除の際に身体を護る専用の防護服を無料で貸出しています。お困りの際は住民課へご相談ください。